

全腎協第 22-1045 号
2023 年 3 月 24 日

都道府県加盟組織 御中

一般社団法人 全国腎臓病協会
会長 池田 充
社会保障委員会
委員長 宮本 陽子

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
医療提供体制及び公費支援の見直し等について
(情報提供)

日頃より諸活動にご協力、ご支援くださりありがとうございます。

全腎協第 22-1041 号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応について（ご報告）」でお知らせしたように、新型コロナウイルス感染症については、特段の事情が生じない限り、本年 5 月 8 日から感染症法上の 5 類に位置づけられます。それに伴い、厚生労働省は 3 月 10 日、都道府県等に対し「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（情報提供）」を通知しました（注 1）。

これまでは、各都道府県においては、透析治療が可能な新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者の病床確保に努め、透析患者の病院搬送が必要となった場合、透析治療における専門家と連携し、当該患者の搬送調整を行うこととしていました（注 2）が、医療機関同士による調整への移行を進めることとし、9 月末までの「移行計画」を 4 月中に策定することとしています。

つきましては、各加盟組織におかれましては、感染症法上の 5 類に位置づけられることによる各都道府県の透析医療に対する施策を確認していただき、必要に応じて、人工透析患者が混乱したり不安を招くことがないような対策を講じていただくよう要望をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症治療薬、ワクチン接種の患者等に対する公費支援の取扱いについては、以下の通りです。

- 新型コロナウイルス感染症治療薬について
9 月末まで引き続き自己負担なく受けられます。
- ワクチン接種について
2023 年度（令和 5 年度）については引き続き自己負担なく受けられます。

注 1. 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（情報提供）」の都道府県等への事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/001070762.pdf>

（参考）新型コロナウイルス感染症対策本部ウェブサイト

※上記事務連絡の別紙 1，2 と同じ資料

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（令和 5 年 3 月 10 日対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_050310.pdf

○（参考資料）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）（令和 5 年 3 月 10 日）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sankou_r050310.pdf

注 2. 「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」の都道府県等への事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622010.pdf>